

桑折町農機具等マッチング事業実施要綱

(目的)

第1条 町は、離農等により利用されなくなった農機具等の情報を広く周知し、町内の担い手を含めた農業者及び農業を営む法人が再利用することで、農業コストの削減とSDGsの観点から資源の有効活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農機具等

農作物の栽培や景観の維持を目的として使用していた機械や施設及び資材をいう。

(2) 農機具等のマッチング

町が農機具等の売却又は破棄を希望する所有者から申し込みを受けた情報を農機具等の利用を希望する者に提供することをいう。

(譲渡申込者)

第3条 農機具等を譲渡できる者（以下「譲渡申込者」という。）は、町内に農機具等を所有している者とする。

(譲受希望者)

第4条 農機具等を譲受できる者（以下「譲受希望者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 町内に農地を有し、耕作する農業者または農業を営む法人。

(2) 町内に農地を有する見込みで研修を受ける担い手。

(譲渡物の登録)

第5条 譲渡申込者は、桑折町農機具等マッチング事業譲渡情報掲載申込書（第1号様式）を町長へ提出するものとする。

(申込内容の精査・掲載)

第6条 町長は、前条の申込みがあったときは、速やかに内容を精査し、町ホームページ等への掲載適否について桑折町農機具等マッチング事業譲渡情報掲載決定（不決定）通知書（第2号様式）により譲渡申込者に通知するものとする。この場合において、町ホームページ等への掲載期間は最長1年間とする。

(譲受希望者)

第7条 譲受希望者は、町ホームページ等に掲載された内容を確認後、町から譲渡申込者の連絡先を聞き自ら連絡する。この場合において、町は譲渡申込者に対して、その氏名及び連絡先、希望農機具等の情報を提供しなければならない。

(掲載事項の変更の届出)

第8条 譲渡申込者は掲載事項に変更があったときは、桑折町農機具等マッチング事業譲渡情報掲載変更届(第3号様式)を町長に届け出なければならない。

(申込みの取下げ)

第9条 譲渡申込者の都合により譲渡申込を取り下げたいときは、桑折町農機具等マッチング事業譲渡情報掲載取下書(第4号様式)を提出するものとする。

(譲渡の交渉・契約)

第10条 譲渡の交渉及び契約は、譲渡申込者と譲受希望者が直接行うものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

(譲渡終了)

第11条 譲渡完了後、譲渡者は、桑折町農機具等マッチング事業完了報告書(第5号様式)を町長に提出することとする。これにより、町は町ホームページ等に掲載した譲渡情報を削除するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。